平成２２年（フ）第１３０号
福井市町屋３丁目27番24号
債務者　井上　和代
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
福井市南四ツ居２丁目３番13号
債務者　吉川みち代
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
福井県鯖江市日の出町５番27号
債務者　粟田　正信
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
福井市西方２丁目22番５号
債務者　村田　文子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７５９号
名古屋市西区江向町４丁目62番地　レオパレス庄内通203号
債務者　大嶺　会美（旧姓田嵜）
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８３７号
愛知県春日井市岩成台８丁目４番地１　601号棟503号室
債務者　坂元　猛
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９４０号
名古屋市中村区太閤４丁目５番18号　1897WＡＴＳＯＮ301号
債務者　古閑　渚
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５号
三重県桑名郡木曽岬町大字白鷺628番地210　アプト白鷺103号室
債務者　上村　幹夫
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
三重県四日市市中浜田町４番21号
債務者　玉置　里交
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
三重県四日市市安島２丁目11番12号
債務者　尾形　孝子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
三重県四日市市日永５丁目５番32号
債務者　井田　秀明
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
三重県三重郡菰野町大字諏訪1890番地
債務者　堀内　英樹
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
三重県四日市市広永町647番地59
債務者　田中　広幸
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
三重県四日市市西末広町２番２号、前住所三重県鈴鹿市長太栄町４丁目16番17号
債務者　寺井　正人
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
三重県四日市市まきの木台２丁目77番地２　グランシスサウスウエスト102
債務者　上村　久
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
三重県四日市市八田１丁目２番７号
債務者　伊藤　弘美
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
滋賀県守山市矢島町920番地３
債務者　岩佐みち江
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大津地方裁判所民事部